

1. 商品名	<p>・住宅金融支援機構買取型住宅ローン【フラット50】</p>						
2. ご利用いただける方	<p>・お申込時の年齢が満44歳未満の方 (親子リレー返済を利用される場合は、満44歳以上の方もお申込みいただけます)</p> <p>・日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方</p> <p>・年収に占める全てのお借入れ(【フラット50】を含みます)※の年間合計返済額の割合(=総返済負担率)が、次の基準を満たしている方(収入を合算することができる場合もあります)</p> <table border="1" data-bbox="469 577 1410 654"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>※ 全てのお借入れとは、【フラット50】のほか、【フラット50】以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます)等のお借入れをいいます(収入合算者の分を含みます)</p> <p>・お借入れの対象となる住宅及びその敷地を共有する場合は、お申込みご本人が共有持分を持つこと等の要件があります</p> <p>(注1)年収については、原則として、お申込年度の前年の収入で審査します</p> <p>(注2)お申込みされる方は、連帯債務者になる方を含めて2名までとする必要があります</p>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
年収	400万円未満	400万円以上					
基準	30%以下	35%以下					
3. お借入期間	<p>・36年以上で、かつ、次の1または2のいずれか短い年数(1年単位)が上限となります</p> <p>1. 「80歳」-「お申込時の年齢(1歳未満切上げ)※1,2」</p> <p>※1 年収の50%を超えて合算した収入合算者がいる場合には、お申込みご本人と収入合算者のうち、年齢の高い方の年齢を基準とします</p> <p>※2 親子リレー返済をご利用される場合は、後継者の方が収入合算者となるかどうかにかかわらず、後継者の方の年齢を基準とします</p> <p>2. 50年</p>						
4. お借入金額	<p>・100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額の90%以内(非住宅部分に係るものを除きます)</p> <p>※ 【フラット35】と【フラット50】を併せてご利用いただけます。その場合のお借入額は200万円以上16,000万円以下で、建設費または購入価額以内(1万円単位)となります。ただし、この場合でも【フラット50】のお借入額の上限(8,000万円)は変わりません。また、【フラット35】と【フラット50】のお借入額の合計額が建設費または購入価額の9割を超える場合は、ご返済の確実性などをより慎重に審査させていただきます</p>						
5. お借入金利	<p>・全期間固定金利※1</p> <p>・お申込時ではなく、資金のお受取時の金利が適用されます</p> <p>・融資率※2,3(9割以下・9割超)に応じて、金庫所定の利率を適用させていただきます</p> <p>※1 一定期間金利を引き下げる【フラット35】Sがあります</p> <p>※2 融資率とは建築費・購入価額に対して、【フラット35】と【フラット50】のお借入額の合計が占める割合をいいます</p> <p>※3 【フラット35】と【フラット50】のお借入額の合計が「住宅の建設費または住宅の購入価額」の9割を超える場合、【フラット35】及び【フラット50】のそれぞれの金利は「融資率が9割を超える場合の金利」となります</p>						

6. 資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みご本人またはご親族がお住まいになるための住宅や、セカンドハウスとして利用する住宅の新築住宅の建設資金・購入資金または中古住宅の購入資金 (注)リフォーム資金や住宅ローンの借換えには利用できません
7. お借入の対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅であること ・住宅の床面積※1が、以下の住宅であること <ul style="list-style-type: none"> 一戸建て住宅、連続建て住宅※2、重ね建て住宅※3の場合：70㎡以上 共同建ての住宅(マンション等)の場合：30㎡以上 ※1 店舗付き住宅などの併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分(店舗、事務所等)の床面積以上であることが必要です ※2 連続建て住宅：共同建て(2戸以上の住宅で廊下、階段、広間等を共有する建て方のこと)以外の建て方で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方をした住宅をいいます ※3 重ね建て住宅：共同建て以外の建て方で、2戸以上の住宅を上を重ねる建て方をした住宅をいいます ・長期優良住宅であること (注)長期優良住宅認定通知書等の提出が必要となります ・敷地面積の要件はありません
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払い 6か月ごとのボーナス払い(お借入額の40%以内(1万円単位))も併用できます
9. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入れの対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます (注)抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客様のご負担となります
10. 保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・必要ありません
11. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命保険付きの住宅ローンです。万一の場合に備え、新機構団体信用生命保険制度に是非ご加入ください ※ 新機構団信(夫婦連生団信)に加入する場合はお借入利率に0.18%、新3大疾病付機構団信に加入する場合は0.24%が上乘せとなります (注)健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入しない場合も、【フラット50】をご利用いただけます。その場合のお借入利率は、新機構団信付きの【フラット50】の借入利率-0.2%です
12. 火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ご返済を終了するまでの間、お借入れの対象となる住宅については、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済をいいます)を付けていただきます ・保険金額は、お借入額以上※とし、建物の火災による損害を補償対象としていただきます ※ 保険会社の定める評価基準により算出した金額(評価額)がお借入額に満たない場合は、評価額とします ・保険期間は任意とします(ただし、借入期間内は火災保険の付保が必要です)また、火災保険金請求権への質権の設定は不要です (注)火災保険料は、お客様のご負担となります。また、住宅金融支援機構の特約火災保険はご利用できません

<p>13. 融資手数料・物件 検査手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・融資手数料※1,2は、資金のお受取時に【定額型】の場合は、55,000円(消費税込)、【定率型】の場合は、融資金額×1.82%(消費税込)をお支払いいただきます ただし、【定率型】の場合での、最低額は55,000円(消費税込)となります ・物件検査手数料※1は、検査機関または適合証明技術者によって異なります ※1 融資手数料・物件検査手数料は、お客様のご負担となります ※2 【フラット35】と【フラット50】を併せて申込む場合は、各々の手数料をお支払いいただきます
<p>14. 保証料・繰上返済 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要ありません ※ 一部繰上返済の場合、繰上返済日は毎月のご返済日となります また、ご返済できる金額は100万円以上となります。なお、「住・My Note」(ご返済中のお客様向けのインターネットサービス)で、一部繰上返済のお申込みを行う場合、ご返済できる金額は10万円以上となります
<p>15. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客様サービス課(0120-252-248 9:00~17:00)にお申し出ください ・紛争解決措置 以下の東京の弁護士会(東京三弁護士会)の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031 9:30~12:00/13:00~15:00) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588 10:00~12:00/13:00~16:00) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249 9:30~12:00/13:00~17:00) 利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様サービス課または全国しんきん相談所(03-3517-5825 9:00~17:00)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様サービス課または全国しんきん相談所にお問合せください
<p>16. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご不明な箇所につきましては、当金庫の本支店またはフリーダイヤル(0120-330-111)までにご照会ください ・審査の結果、ご希望にお応えできない場合もありますので、あらかじめご了承ください